

○申告書の提出

給与所得者や年金受給者で還付申告をされる場合は、1月1日から申告書を提出することができます。税務署の閉庁日（土、日、祝日）においては、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に作成済申告書を投かんすることで提出できます。また、作成済申告書を、郵便または信書便により提出することもできます。確定申告書の控えが必要な方は、複写により作成した申告書控え（複写式でないものについては、ボールペンなどで記載）のほか返信用封筒（あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付）を同封の上、送付願います。
※2月4日(水)からのすばるホール開設期間中は、富田林税務署庁舎内に確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書などの受付、納付手続、納税証明書の発行および用紙の交付のみ行います。

○申告および納期限

平成26年分の申告と納税は、所得税および贈与税は3月16日(月)まで、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(火)まで。納税には、ご本人の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

○自書申告について

申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただきます。ご不明な点は、職員が助言をさせていただきますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。なお、申告書の作成に当たっては、パソコンで行っております。

○申告書などの送付方法

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で提出された方には、申告書の送付に代えて「税務署からのお知らせ」を送付いたします。

○e-Taxのご利用方法

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税などの申告や、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。また、「e-Tax」を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告を行っていただきますと、①添付書類（医療費の領収書や源泉徴収票等）の提出省略、②還付がスピーディーなど書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利

なものとなっております。

詳しくは、e-Tax ウェブサイト（国税庁、e-Tax または確定申告で検索）をご覧ください。

○年金所得者の申告手続の簡素化

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために住民税の申告が必要となる場合があります。

(例) 生命保険料や年金からの天引き以外に健康保険料を支払っているなど。

○「にせ税理士」にご注意!!

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますのでご注意ください。税理士は日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

確定申告会場は「すばるホール」

開設期間 2月4日(水)～3月16日(月)

開設時間 9:00～17:00

(土・日・祝日を除く。ただし、2月22日(日)および3月1日(日)は開設)

※確定申告期限間際はたいへん混雑することが予想されます。

申告は早めにお済ませください。

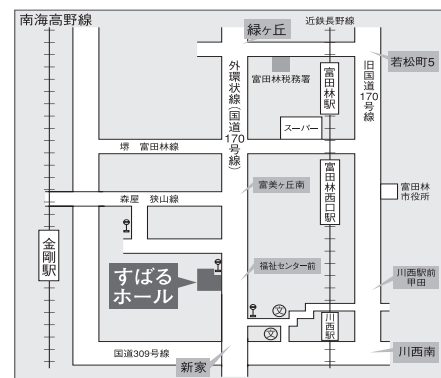
※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00ごろまでにお越しください。

※すばるホールでは、納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行いません。

○各税目の申告期限、納期限など

平成26年分の申告期限、納期限などは、下表のとおりです。ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

税目など	申告期限	納期限		口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月16日(月)	3期分	3月16日(月)	4月20日(月)
		延納分	6月1日(月)	6月1日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(火)	3月31日(火)		4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	3月16日(月)		



所在地 富田林市桜ヶ丘町2番8号

交通 近鉄長野線川西駅から徒歩8分
南海小金台2丁目バス停から徒歩8分
近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車

問合せ 富田林税務署
☎0721-24-3281 (代表)

※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。